

岩共募発第 146 号

平成 30 年 7 月 10 日

市町村共同募金委員会事務局長 様

社会福祉法人岩手県共同募金会事務局長

「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」の募集について

平成 30 年 7 月の豪雨により、各地で人的被害をはじめ住家等へ甚大な被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々の支援を目的に義援金募集を行うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、次の事項に留意の上、貴会関係各所に対する周知をお願いします。

なお、当該募金会へ寄せられた義援金は、被災状況に応じて按分の上、被災県共同募金会に送られます。その後、被災地各行政、共同募金会、日本赤十字社等で構成される義援金募集・配分委員会を通じ被災者へ配分されます。

記

1 義援金の名称

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

2 募集期間

平成 30 年 7 月 10 日（火）から平成 30 年 9 月 28 日（金）まで

3 義援金の受入先、領収書の発行等

別添「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」募集要綱をご覧ください。

4 貴会に協力いただきたいこと

(1) 貴会管下関係各所への広報、周知

(2) 貴会に直接義援金が寄せられた場合の対応

① 貴会で受け入れた義援金は、随時本会の指定口座に送金してください。本会で取りまとめの上、中央共同募金会に送金します。

② 寄付者が義援金について、税制上の優遇措置を希望する場合は、中央共同募金会の発行する領収書が必要となります。そのため、貴会からは領収書を「預り書」に訂正して渡していただくとともに、領収書発行に必要な事項を別紙名簿に記入の上、本会まで送付してください。

また、記載された個人情報を中央共同募金会に通知することを寄付者にお伝えください。

③ 義援金の受入状況等について、別紙様式により、送金の都度本会に報告してください。

④ 寄付者名簿等に記載された個人情報は、適正に管理してください。

5 送金指定口座（本会寄付金サービス区分口座）

本会の振込依頼書を利用する場合は、裏面の通信欄に災害名称をご記入ください。（他の義援金と区別する必要があるため、必ず記入願います。）

[振込先]

金融機関名	店名	預金種別	口座番号	口座名義
岩手銀行	本店	普通預金	0002064	社会福祉法人 岩手県共同募金会
東北銀行	本店	普通預金	0000286	
北日本銀行	本店	普通預金	1609542	
盛岡信用金庫	本店	普通預金	0037928	

※ゆうちょ銀行を利用する場合

振替口座 02380-6-2020

社会福祉法人岩手県共同募金会

担当：高橋 佳奈子
電話：019-637-8887
FAX：019-637-9712

「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

平成 30 年 7 月の豪雨により各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

3. 受付期間

平成 30 年 7 月 1 0 日（火）から同年 9 月 2 8 日（金）まで

（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	—	00180-7-634691	中央共同募金会平成 30 年 7 月豪雨災害義援金
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0 1 6 2 5 9 6	(福)中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0 1 2 6 7 9 9	(福)中央共同募金会

※ゆうちょ銀行 同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの払込書による送金手数料は無料

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及び A T M からの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行の本支店間の窓口及び A T M からの振込手数料は無料

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額被災県共同募金会に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当